川崎市教職員運動会実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 川崎市教育委員会、川崎市教職員組合並びに川崎市公立学校管理職組合の主催のもとに地方公務員法第42条の規定に基づき教職員の元気回復及び相互の親睦を図り、明るい職場の実現をめざして教職員運動会を実施するため川崎市教職員運動会実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 実行委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1)教育委員会関係 職員部長、給与厚生課長、教職員人事課長
 - (2) 教職員組合関係 執行副委員長、書記長、生活部長
 - (3)公立学校管理職組合関係 執行副委員長、給与厚生委員長
 - (4)公立学校校長会関係 小学校校長会代表1名、中学校校長会代表1名
 - (5) 市立学校教職員互助会代表1名
 - (6) 教職員会館代表1名
- 2 実行委員会で決定した基本的事項に基づき、川崎市教職員運動会運営委員会を組織し、別に定める要領により構成する。
- 3 委員長は、実行委員である職員部長があたり、会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副委員長は、実行委員である教職員組合執行副委員長並びに公立学校管理職 組合執行副委員長があたり、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会計監査は実行委員会で選出した者とする。 (会議)
- 第3条 実行委員会は、委員長が招集し、基本的事項について審議する。 (事務局)
- 第4条 実行委員会に事務局を置き、教育委員会職員部給与厚生課と教職員組合で構成する。

(庶務)

第5条 実行委員会の庶務は、事務局において処理する。

附則

- 1 この要綱は、平成16年6月7日から施行する。
- 2 昭和61年5月27日から施行の川崎市教職員運動会運営委員会設置要綱(61 川教給厚第61号)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。